

陳情第122号	受理年月日	令和4年11月25日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	国の防災移転事業の速やかな着手について	
要旨	<p>本市では、災害に強くコンパクトなまちづくりを進めるため、市街化区域から市街化調整区域への編入（逆線引き）事業を行っているが、4年前の令和元年12月に基本方針を公表して以来、関係住民の大きな反対にあって事業は遅々として進捗していない。土砂災害警戒区域から、より安全なエリアへ移転する防災移転の実績はゼロである。</p> <p>しかし、我が国では、近年、台風豪雨などの自然災害が激甚化、頻発化しており、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害の危険性が明示されている場所（災害ハザードエリア）において、人命につながる災害が多発し、本市でも平成30年7月豪雨により、門司区奥田で土砂崩れが発生し、複数の家屋が倒壊して、60代の夫婦2人が亡くなった。</p> <p>国土交通省は、災害ハザードエリアにおける防災・減災対策の重要性に鑑み、今年度、防災移転支援事業（居住誘導区域等権利設定等促進事業）及び防災集団移転促進事業について制度改正し、補助対象と補助率を大幅に拡充した。防災移転まちづくりガイドンスには、1、平時における、発災前に行う防災移転の促進、2、住居施設移転の税制面からの支援、市町村による登記手続代行、登録料・不動産取得税の減免、様々な施設への適用、移転者ニーズへの機動的な対応、3、移転元地の買取り、建物補償、移転者の住宅建設、土地購入、住居移転の補助、移転先住宅団地の用地取得造成費補助、4、あらかじめ移転先を検討し、平時から移転の取組を進めること、5、市町村が防災移転まちづくりを能動的にコーディネートし、移転元・移転先の所有者探索、危ないエリア（移転元）と安全なエリア（移転先）の選定提案、移転費用試算、移転跡地処理方法、必要な相談体制、移転計画策定、移転先居住体験、モデル事業実施等の支援を行うこと、6、防災移転まちづくりの取組は、都市計画・まちづくり部局のみならず、治水・砂防部局、福祉・危機管理・防</p>	

災部局が連携して総合的に検討すること、7、防災集団移転促進事業の国庫補助率は4分の3が基礎、一般補助施設整備等事業債の元利償還の80%を特別交付税措置、市町村負担一般財源の50%を特別交付税措置されること、8、市町村が全体のコーディネーター役をし、能動的コーディネーターで地権者が安心等が明示され、市町村に説明、指導している。

建築都市局は、令和4年10月27日の建設建築委員会で、防災移転のスケジュールについて、令和5年6月ぐらいの（財務省に対する国土交通省の）概算要求に向けて市予算について財政局と協議しているところだと答弁している。

防災集団移転促進事業は、移転元と移転先の選定提案、住民の意向把握、移転者と地権者のマッチング、関係者全員の同意、計画書作成等の手続を全て、市町村が企画、コーディネーターして完了しないといけないが、これには相当の月日がかかると考えられる。したがって、まずは浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険性が明示されている場所の住民に対し、今年度の防災移転支援事業及び防災集団移転促進事業について、あらかじめ情報提供して、防災移転の機運を高めておく必要がある。

着手が遅れれば遅れるほど、台風豪雨による土砂崩れが発生し、市民の財産と人命が失われる可能性が大きくなる。もし、そのような災害が発生した場合、市長以下当局はもとより、市の着手遅延を漫然と黙認していた市議会議員、特に災害発生区の議員と建設建築委員会の委員も責任を問われて、被災区住民から激しい非難を浴び、市議会に対する市民の信頼が大きく失墜する事態が生じる。

については、市が速やかにコーディネーターに着手するよう対処されたい。